



# 栃木県公報

令和 2 (2020) 年  
6 月 16 日 (火)  
号 外  
第 42 号

## 目 次

### 条 例

○栃木県手数料条例の一部改正	2
○栃木県建築基準条例の一部改正	5
○栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部改正	7
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	10
○栃木県県税条例等の一部改正	10

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県手数料条例の一部改正 (栃木県条例第31号)

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(別表第1関係)
- 2 この条例は、一部を除き、令和 2 (2020) 年 9 月 1 日から施行することとしました。

### ◇栃木県建築基準条例の一部改正 (栃木県条例第32号)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 避難上の安全性能を有する区画部分について、内装制限に関する規定の適用を除外することとしました。(第8条関係)
- 2 建築物の一部がホテル等の用途に供するもので、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものであっても、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合は、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の壁等で区画することを要しないこととしました。(第31条関係)
- 3 内装制限に関する規定の適用を除外する建築物の部分に、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を加えることとしました。(第42条関係)
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部改正 (栃木県条例第33号)

- 1 栃木県ライフル射撃場の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、所要の規定の整備をすることとしました。(第1条の2、第2条、第4条の2、第4条の3、第7条及び第8条関係)
- 2 射撃施設の使用料の額を改定することとしました。
- 3 やむを得ない理由により射撃施設を午前9時前又は午後5時後に専用利用する場合における使用料の額を定めることとしました。(以上別表関係)
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 この条例は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

### ◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 (栃木県条例第34号)

- 1 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合における手当の支給に係る特例を設けることとしました。(附則第2項関係)
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和 2 (2020) 年 2 月 1 日から適用することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇栃木県県税条例等の一部改正 (栃木県条例第35号)

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県県税条例関係

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書の訂正等の期限は、当該訂正等を求める旨の通知を受けた日から20日以内とすることとしました。(附則第31条関係)
- (2) 新型コロナウイルス感染症等に係る個人県民税の寄附金額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄(以下「払戻請求権放棄」という。)は、指定行事の中止等により生じた払戻請求権放棄とすることとしました。(附則第32条関係)
- (3) 法人税において連結納税制度から通算制度へ移行することに伴い、法人県民税及び法人事業税について、所要の規定の整備をすることとしました。(第30条、第35条、第58条及び第60条関係)
- (4) 自家用の乗用車を取得した場合の自動車税の環境性能割の税率について、燃費基準値達成度等に応じ、2%を1%と、3%を2%とする特例措置の適用期限を令和3(2021)年3月31日まで延長することとしました。(附則第27条の2関係)
- (5) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例関係  
所要の規定の整備をすることとしました。

3 とちぎの元気な森づくり県民税条例関係

法人税において連結納税制度から通算制度へ移行することに伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第4条関係)

4 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例関係

県税(事業税、不動産取得税及び固定資産税)の課税免除措置及び不均一課税措置の適用期限を令和4(2022)年3月31日まで延長することとしました。(第2条関係)

5 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。
- (2) 4は、令和2(2020)年4月1日から適用することとしました。
- (3) 所要の経過措置を規定することとしました。

**条 例**

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 二 栃木県建築基準条例の一部を改正する条例
- 三 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 四 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 五 栃木県県税条例等の一部を改正する条例

令和二年六月十六日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第三十一号**

**栃木県手数料条例の一部を改正する条例**

栃木県手数料条例(昭和三十一年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表第一(第二条、第三条、第五条関係)</b>		<b>別表第一(第二条、第三条、第五条関係)</b>	
事 務	金 額	事 務	金 額
一〇百八十二 略		一〇百八十二 略	
百八十三 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び安 全性の確保等に関	略	百八十三 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び安 全性の確保等に関	略

<p>する法律施行令第八十条第二項第一号及び第二項第五号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第十三項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</p>		<p>する法律施行令第八十条第二項第一号及び第二項第五号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第九項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</p>	
<p>百八十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項(同条第十三項において準用する場合を含む。)又は第八十条第一項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>略</p>	<p>百八十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は第八十条第一項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>略</p>
<p>百八十五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項又は第八十条第一項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査(これらの項に規</p>	<p>略</p>	<p>百八十五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第六項又は第八十条第一項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査(これらの項に規</p>	<p>略</p>

<p>定する期間を経過 することを受ける ものに限る。)</p>		<p>定する期間を経過 することを受ける ものに限る。)</p>	
<p>百八十五の二〜三百七十二 略</p>		<p>百八十五の二〜三百七十二 略</p>	
<p>三百七十三 家畜伝 染病予防法(昭和 二十六年法律第百 六十六号)第四条 の二第五項、第五 条第一項又は第三 十一条第一項の規 定に基づく家畜又 はその死体の検査 (同法第五条第一 項の規定に基づく 家畜又はその死体 の検査にあつて は、監視伝染病の 発生を予防するた めのものに限 る。)</p>	<p>1 牛の結核検査 一頭につき六百 八十円 2 牛のブルセラ症 検査 一頭につき 五百七十円 3〜6 略 7 家きんサルモネ ラ症(サルモ ネラ・プロローラム によるものに限 る。)の検査 一 羽につき五十円 8〜11 略</p>	<p>三百七十三 家畜伝 染病予防法(昭和 二十六年法律第百 六十六号)第四条 の二第五項、第五 条第一項又は第三 十一条第一項の規 定に基づく家畜又 はその死体の検査 (同法第五条第一 項の規定に基づく 家畜又はその死体 の検査にあつて は、監視伝染病の 発生を予防するた めのものに限 る。)</p>	<p>1 牛の結核病検査 一頭につき六百 八十円 2 牛のブルセラ病 検査 一頭につき 五百七十円 3〜6 略 7 家きんサルモネ ラ感染症(サルモ ネラ・プロローラム によるものに限 る。)の検査 一 羽につき五十円 8〜11 略</p>
<p>三百七十四・三百七十五 略</p>		<p>三百七十四・三百七十五 略</p>	
<p>三百七十六 家畜伝 染病予防法第八条 (同法第三十一条 第三項において準 用する場合を含 む。)の規定に基 づく家畜の検査 (同法第四条の二 第三項の規定によ る検査及び同法第 五条第一項の規定 による監視伝染病 の発生を予察する ための検査を除 く。)、注射又は 投薬を行った旨の 証明書の交付</p>	<p>略</p>	<p>三百七十六 家畜伝 染病予防法第八条 (同法第三十一条 第二項において準 用する場合を含 む。)の規定に基 づく家畜の検査 (同法第四条の二 第三項の規定によ る検査及び同法第 五条第一項の規定 による監視伝染病 の発生を予察する ための検査を除 く。)、注射又は 投薬を行った旨の 証明書の交付</p>	<p>略</p>
<p>三百七十七〜五百十七 略</p>		<p>三百七十七〜五百十七 略</p>	
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	

附 則

この条例は、令和二年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の三百七十三の項の改正規定 規則で定める日
- 二 別表第一の三百七十六の項の改正規定 令和三年四月一日

(文書学事課)

栃木県条例第三十二号

栃木県建築基準条例の一部を改正する条例

栃木県建築基準条例(昭和五十七年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<del>区画</del>避難安全性能を有する区画部分等に対する適用の除外)</p> <p><b>第八条</b> <del>令第二百二十八条の六第二項に規定する区画避難安全性能を有する同条第一項に規定する区画部分、令第二百二十九条第二項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階又は令第二百二十九条の二第三項に規定する全館避難安全性能を有する建築物の階については、第四十二条第一項(階段に係る部分を除く。)</del>の規定は、適用しない。</p> <p>2  <del>令第二百二十九条第二項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階又は令第二百二十九条の二第三項に規定する全館避難安全性能を有する建築物の階については、第十三条、第十七条、第十九条、第二十八条、第二十九条及び第三十五条</del>の規定は、適用しない。</p> <p>3  略</p> <p>(避難経路の確保)</p> <p><b>第九条</b> 法別表第一(一)欄(一)項、(二)項又は(四)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超え、地階又は三階以上の階に居室を有し、かつ、主要構造部を耐火構造又は令第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造としたものの避難階における屋内の階段(避難階から直上階又は直下階のみに通ずる階段を除く。)から屋外への出口に至る歩行距離が令第二十條に規定する数値以下となる出口の一に至る歩行経路に係る部分(当該部分から人が出入することのできる便所その他これに類するものを含む。以下この条において同じ。)は、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第二十一条第九号の二ロに規定する防火設備で令第十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、当該歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの及び令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(防火区画を貫通する風道に設ける防火設</p>	<p>(<del>階</del>避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用の除外)</p> <p><b>第八条</b></p> <p>①  <del>令第二百二十九条第二項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階又は令第二百二十九条の二第三項に規定する全館避難安全性能を有する建築物の階については、第十三条、第十七条、第十九条、第二十八条、第二十九条、第三十五条及び第四十二条第一項(階段に係る部分を除く。)</del>の規定は、適用しない。</p> <p>2  略</p> <p>(避難経路の確保)</p> <p><b>第九条</b> 法別表第一(一)欄(一)項、(二)項又は(四)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超え、地階又は三階以上の階に居室を有し、かつ、主要構造部を耐火構造又は令第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造としたものの避難階における屋内の階段(避難階から直上階又は直下階のみに通ずる階段を除く。)から屋外への出口に至る歩行距離が令第二十條に規定する数値以下となる出口の一に至る歩行経路に係る部分(当該部分から人が出入することのできる便所その他これに類するものを含む。以下この条において同じ。)は、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第二十一条第九号の二ロに規定する防火設備で令第十二条第十八項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、当該歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの及び令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(防火区画を貫通する風道に設ける防火設</p>

備)

第十条 前条、第二十九条第一項第一号及び第三十一条の規定により区画された部分を貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第百十二条第二十一項の規定に適合するものを設けなければならない。

(屋外への出口)

第十六条 略

2 略

3 第八条第三項の規定により第一項の規定を適用しない場合における前項の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「劇場等の用途に供する」と、「同項の出口」とあるのは「当該建築物の避難階における屋外への出口で客用のもの」とする。

(歩行経路の制限)

第二十九条 ホテル等の用途に供する建築物で令第百二十一条第一項の規定により避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を有するものの三階以上の階の宿泊室の出口から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間(以下この条において「重複区間」という。)があるときにおける重複区間の長さは、十メートル未満としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する階については、この限りでない。

一 宿泊室の出口から避難階又は地上に通ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路が、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されている階

二 略

(防火区画)

第三十一条 建築物の一部がホテル等の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、同条第十八項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

(内装制限)

備)

第十条 前条、第二十九条第一項第一号及び第三十一条の規定により区画された部分を貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第百十二条第二十項の規定に適合するものを設けなければならない。

(屋外への出口)

第十六条 略

2 略

3 第八条第二項の規定により第一項の規定を適用しない場合における前項の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「劇場等の用途に供する」と、「同項の出口」とあるのは「当該建築物の避難階における屋外への出口で客用のもの」とする。

(歩行経路の制限)

第二十九条 ホテル等の用途に供する建築物で令第百二十一条第一項の規定により避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を有するものの三階以上の階の宿泊室の出口から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間(以下この条において「重複区間」という。)があるときにおける重複区間の長さは、十メートル未満としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する階については、この限りでない。

一 宿泊室の出口から避難階又は地上に通ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路が、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第百十二条第十八項第二号に規定する構造であるもので区画されている階

二 略

(防火区画)

第三十一条 建築物の一部がホテル等の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第百十二条第十八項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

(内装制限)



る者(以下「利用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

第四条 略

(指定管理者による管理)

第四条の二 知事は、射撃場の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、第二条及び第三条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県及び指定管理者」とする。

(業務の範囲)

第四条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 射撃場の施設(附属設備及び備品を含む。以下同じ。)の維持管理に関すること。
- 二 有料施設等の利用の許可に関すること。
- 三 射撃場の運営に関すること。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(原状回復の義務)

第七条 利用者は、射撃場の利用を終えたとき、又は第三条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第八条 利用者は、射撃場の施設を故意又は過失により滅失し、破損し、又は汚損したときは、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。

る者(以下「利用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

第四条 略

(原状回復の義務)

第七条 利用者は、射撃場の利用を終えたとき、又は第三条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設又は備品を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第八条 利用者は、射撃場の建物、施設又は備品を故意又は過失により滅失し、破損し、又は汚損したときは、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第5条関係)

1 施設使用料

(1) 一般利用の場合

施設区分	利用者区分	使用料(1人につき)	
		基本料金	超過料金
	中学校及び高等学校の生徒	300円 (240円)	100円 (80円)

射撃施設	第一射場	大 学 生	600円 (480円)	200円 (160円)
		そ の 他 の 者	1,200円 (960円)	400円 (320円)
	第二射場	中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 生 徒	220円 (170円)	70円 (50円)
		大 学 生	450円 (360円)	150円 (120円)
		そ の 他 の 者	900円 (720円)	300円 (240円)
	第三射場	ライフル銃のみを 使 用 す る 者	3,300円	1,100円
		そ の 他 の 者	3,700円	1,230円

備考

- 1 「基本料金」とは、3時間までの使用料をいい、「超過料金」とは、3時間を超えるとときにその超える時間1時間までごとの使用料をいう。
  - 2 括弧書の料金は、10人以上の団体が利用する場合の料金である。
- (2) 専用利用の場合

施 設 区 分		利 用 者 区 分	使 用 料			
			午前9時 から正午 ま で	正午から 午後5時 ま で	午前9時 から午後 5時まで	超 過 料 金
射撃施設	第一射場	中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 生 徒	5,300円	8,600円	13,200円	1,760円
		大 学 生	10,600円	17,200円	26,500円	3,530円
		そ の 他 の 者	21,200円	34,400円	53,000円	7,060円
	第二射場	中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 生 徒	5,000円	8,120円	12,500円	1,660円
		大 学 生	10,000円	16,200円	25,000円	3,330円
		そ の 他 の 者	20,000円	32,500円	50,000円	6,660円
	第三射場	ライフル銃のみを 使 用 す る 者	22,000円	35,700円	55,000円	7,330円

	その他の者	22,000円	35,700円	55,000円	7,330円
--	-------	---------	---------	---------	--------

備考

- 「専用利用」とは、第一射場、第二射場又は第三射場をそれぞれ一括して利用する場合をいう。
  - 「超過料金」とは、やむを得ない理由により午前9時前又は午後5時後に専用利用をする場合の当該午前9時前又は午後5時後の専用利用の時間1時間までごとの使用料をいう。
- 2 附属設備使用料

区 分	使 用 料
規則で定める附属設備	規則で定める額

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

栃木県条例第三十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 1  略</p> <p>2 職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給するものとし、その額は、従事した日一日につき四千円を超えない範囲で人事委員会規則で定める。この場合において、第四条の規定は、適用しない。</p>	<p>①  略</p> <p>附 則</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)附則第二項の規定は、令和二年二月一日から適用する。
- 新条例附則第二項の規定を適用する場合においては、職員の特殊勤務手当に関する条例第四条の規定に基づいて支給された防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当(同項に規定する作業に係るものに限る。)は、同項の規定による防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

(人事課)

栃木県条例第三十五号

**栃木県県税条例等の一部を改正する条例**

(栃木県県税条例の一部改正)

**第一条** 栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><b>第二十七条の二 略</b></p> <p>2 自家用の乗用車に対する第百五条の三第二項及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。</p> <p><b>第三十条 略</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;">(徴収猶予の特例の申請手続等に係る期間)</p> <p><b>第三十一条 法附則第五十九条第三項(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)において準用する法第十五条の二第八項(徴収猶予の申請手続等)に規定する条例で定める期間は、二十日とする。</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><b>第二十七条の二 略</b></p> <p>2 自家用の乗用車に対する第百五条の三第二項及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。</p> <p><b>第三十条 略</b></p>

**第二条** 栃木県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> <b>第三十一条 略</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;">(税額控除の特例の対象となる放棄の範囲)</p> <p><b>第三十二条 法附則第六十条第一項(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)に規定する条例で定める放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例)に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号)附則第三条(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)の規定により入場料金等払戻請求権の全部又</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> <b>第三十一条 略</b></p>

は一部の放棄とみなされる寄附金の支出を含む。)とする。

**第三条** 栃木県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県民税の納税義務者)</p> <p><b>第十九条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項(地縁による団体)に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)第七条の二第一項(変更の登記)に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項(定義)に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項(確定申告)の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(県民税の納税義務者)</p> <p><b>第十九条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項(地縁による団体)に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)第七条の二第一項(変更の登記)に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項(定義)に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項(確定申告)の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4・5 略</p>
<p>(法人税割の課税標準)</p> <p><b>第三十条</b> 法人税割の課税標準は、法人税額とする。</p>	<p>(法人税割の課税標準)</p> <p><b>第三十条</b> 法人税割の課税標準は、法人税額又は個別帰属法人税額とする。</p>
<p>(法人の県民税に係る事務所設置等の届出)</p> <p><b>第三十五条</b> 県内に事務所、事業所又は寮等を設けたことによつて、新たに第十九条第一項第三号、第四号又は第四号の二に掲げる者に該当することとなつたものは、当該事務所、事業所又は寮等を設けた日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 事業年度</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>(法人の県民税に係る事務所設置等の届出)</p> <p><b>第三十五条</b> 県内に事務所、事業所又は寮等を設けたことによつて、新たに第十九条第一項第三号、第四号又は第四号の二に掲げる者に該当することとなつたものは、当該事務所、事業所又は寮等を設けた日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 事業年度又は連結事業年度</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

(事業税の納税義務者等)

**第五十四条** 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

一・二 略

三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和十九年法律第七十号)第二条第一項第二号(定義)に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして法施行規則第三条の十四第一項に規定する

ものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「小売電気事業等」という。)及び同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(これに準ずるものとして法施行規則第三条の十四第二項に規定する

ものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「発電事業等」という。)次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ 略

2、4 略

(法人の事業税の申告納付)

**第五十八条** 事業税の納税義務がある法人(第五十四条第四項の規定により法人とみなされる者を含む。第六十条において同じ。)は、各事業年度に係る所得割等(第五十四条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)を法第七十二条の二十五(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)、第七十二条の二十六(事業年度の期間が六月を超える法人等の中間申告納付)、第七十二条の二十八(中間申告を要する法人の確定申告納付)及び第七十二条の二十九(清算中の法人の各事業年度の申告納付)に定めるところにより、申告書に計算書等の書類を添付してこれを知事に提出し、及びその申告に係る税金を納付しなければならない。

(法人の事業税に係る事業開始等の届出)

**第六十条** 県内に事務所又は事業所を設けて第五十四条第一項に規定する事業を行う法人は、当該事業を開始した日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提

(事業税の納税義務者等)

**第五十四条** 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

一・二 略

三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和十九年法律第七十号)第二条第一項第二号(定義)に規定する小売電気事業(法第七十二条の二第一項第三号(事業税の納税義務者等)に規定する電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「小売電気事業等」という。)及び同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(法第七十二条の二第一項第三号に規定する電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「発電事業等」という。)次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「小売電気事業等」という。)及び同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(法第七十二条の二第一項第三号に規定する電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「発電事業等」という。)次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「発電事業等」という。)次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ 略

2、4 略

(法人の事業税の申告納付)

**第五十八条** 事業税の納税義務がある法人(第五十四条第四項の規定により法人とみなされる者を含む。第六十条において同じ。)は、各事業年度に係る所得割等(第五十四条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)を法第七十二条の二十五(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)、第七十二条の二十六(事業年度の期間が六月を超える法人)の中間申告納付)、第七十二条の二十八(中間申告を要する法人の確定申告納付)及び第七十二条の二十九(清算中の法人の各事業年度の申告納付)に定めるところにより、申告書に計算書等の書類を添付してこれを知事に提出し、及びその申告に係る税金を納付しなければならない。

(法人の事業税に係る事業開始等の届出)

**第六十条** 県内に事務所又は事業所を設けて第五十四条第一項に規定する事業を行う法人は、当該事業を開始した日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提

出しなければならない。 一 三 略 四 事業年度 五 略 2 略	出しなければならない。 一 三 略 四 事業年度又は連結事業年度 五 略 2 略
----------------------------------------------	------------------------------------------------------

**第四条** 栃木県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p><b>第五十五条の五</b> 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した法第六十条第一項(環境性能割の申告納付)の規定による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、<u>道路運送車両法第六十七条第一項(自動車検査記録事項)の変更及び構造等変更検査)の規定による自動車検査証の変更記録</u>を受けるとき自動車 当該変更記録を受けるとき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時)</p> <p>四 略</p>	<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p><b>第五十五条の五</b> 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した法第六十条第一項(環境性能割の申告納付)の規定による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、<u>道路運送車両法第六十七条第一項(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)の規定による自動車検査証の記入</u>を受けるとき自動車 当該記入を受けるとき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)</p> <p>四 略</p>

(栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正)

**第五条** 栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(平成十四年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県民税の均等割の課税免除)</p> <p><b>第二条</b> 知事は、次の各号に掲げる特定非営利活動法人に対し、当該各号に定める県民税の均等割を免除することができる。</p> <p>一 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七条の四に規定する収益事業(次号において「収益事業」という。)を行わない特定非営利活動法人 当該特定非営利活動法人の設立の日以後<u>三箇年以内</u>に終了する地方税法第五十二条第二項第三号の期間に係る県民税の均等割</p> <p>二 略</p>	<p>(県民税の均等割の課税免除)</p> <p><b>第二条</b> 知事は、次の各号に掲げる特定非営利活動法人に対し、当該各号に定める県民税の均等割を免除することができる。</p> <p>一 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七条の四に規定する収益事業(次号において「収益事業」という。)を行わない特定非営利活動法人 当該特定非営利活動法人の設立の日以後<u>三箇年以内</u>に終了する地方税法第五十二条第二項第四号の期間に係る県民税の均等割</p> <p>二 略</p>

(とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部改正)

**第六条** とちぎの元気な森づくり県民税条例(平成十九年栃木県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p><b>第三条</b> 平成二十年度から令和九年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十二條の規定にかかわらず、同条に定める額に七百円を加算した額とする。</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p><b>第四条</b> 平成二十年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二條第二項第三号の期間に係る県税条例第三十二條に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>(平成二十六年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>2 平成二十六年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に係る第三条の規定の適用については、同条中「平成二十年度から令和九年度」とあるのは「平成二十六年度から令和五年度」と、「第二十二條」とあるのは「附則第十九條」とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p><b>第三条</b> 平成二十年度から平成三十九年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十二條の規定にかかわらず、同条に定める額に七百円を加算した額とする。</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p><b>第四条</b> 平成二十年四月一日から平成四十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二條第二項第四号の期間に係る県税条例第三十二條に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>(平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>2 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に係る第三条の規定の適用については、同条中「平成二十年度から平成三十九年度」とあるのは「平成二十六年度から平成三十五年度」と、「第二十二條」とあるのは「附則第十九條」とする。</p> <p>3・4 略</p>

(栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

**第七条** 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十八年栃木県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第二条</b> 知事は、地方活力向上地域内において法第五条第十八項(法第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第二条</b> 知事は、地方活力向上地域内において法第五条第十八項(法第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設</p>

整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和四年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定により同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。)第二条第一号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第三条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。)第五十六条(県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第六十三条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

一〜三 略

整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定により同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。)第二条第一号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第三条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。)第五十六条(県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第六十三条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

一〜三 略

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 令和三年一月一日

二 第三条の規定(次号に掲げる改正規定及び栃木県県税条例第五十四条第一項第三号の改正規定を除く。)、第五条の規定、第六条の規定(とちぎの元気な森づくり県民税条例第四条の改正規定(「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。))に限る。)並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年四月一日

三 第三条中栃木県県税条例第十九条第三項の改正規定 規則で定める日

四 第四条の規定 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

2 第七条の規定による改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。

(徴収猶予に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の栃木県県税条例附則第三十一条の規定は、この条例の施行の日以後に申請される地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予について適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

**第三条** 第三条の規定による改正後の栃木県県税条例第三十条及び第三十五条第一項第三号の規定は、附則第一条第一項第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「二号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この条において「四年旧法人税法」という。))第二条第十二号の七に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が二号施行日前に開始した事業年度を除く。次条第一項において「二号施行日以後事業年度」という。)分の法人の県民税について適用する。

2 二号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が二号施行日前に開始した事業年度を含む。次条第二項において「二号施行日前事業年度」という。)分の法人の県民税及び二号施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が二号施行日前に開始した連結事業年度を含む。次条第二項において「二号施行日前連結事業年度」という。)分の法人の県民税については、第三条の規定による改正前の栃木県県税条例第三十条及び第三十五条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。

(とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** 第六条の規定(とちぎの元気な森づくり県民税条例第四条の改正規定(「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。))に限る。次項において同じ。)による改正後の同条例第四条の規定は、二号施行日以後事業年度分の法人の県民税の均等割について適用する。

2 二号施行日前事業年度分の法人の県民税の均等割及び二号施行日前連結事業年度分の法人の県民税の均等割については、第六条の規定による改正前のとちぎの元気な森づくり県民税条例第四条の規定は、なおその効力を有する。

(税務課)